

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：宮崎県
農業委員会名：諸塚村農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	掲示板での告知
改善措置	特になし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	10日程度
改善措置	特になし

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	特になし
------	------

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	農業委員会における縦覧・ホームページにおける公表
改善措置	特になし

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 10件、うち許可 10件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うと共に、地区担当農業委員と事務職員で現地を確認し、必要に応じて申請書に係る疑義について事情聴取を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審議基準に照らし合わせ、議案毎に審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	10件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成し、縦覧できるように備え付けている。また、平成27年度よりホームページにおいて公表を行っている。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	18日
	是正措置	特になし			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 1件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当農業委員と事務職員による書類審査及び現地調査を実施した。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業の内容、立地条件、周辺の状況などを総合的に判断している。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	3日
	是正措置	特になし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		0 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		0 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	-	
	対応方針	-	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	-	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	0 件	公表時期 平成28年 3月
		情報の提供方法:過去の調査結果をホームページにて随時提供		
	是正措置	特になし		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	12 件	取りまとめ時期 平成28年 2月
		情報の活用方法:特になし		
	是正措置	特になし		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	175ha	整備方法 電子データ
		データ更新:固定資産課税台帳及び住民基本台帳との突合を行った。		
	是正措置	定期的に更新を行いたい。		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	0件
農地転用に関する事務	0件
農業生産法人からの報告への対応	0件
情報の提供等	0件
その他法令事務に関するもの	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	197ha	7.2ha	3.65%
課 題	山間地の田畑が多く、高齢化も進み、譲り受けが可能な耕作者が少ない。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	8人	11月～12月
	調査方法	管内全体を調査区域として道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。		
遊休農地への指導	実施時期: 12月～2月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月	8人	12月～1月
	調査方法	管内全体を調査区域として道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。		
	遊休農地への指導	実施時期: 12月～2月	指導面積: 6.1ha	指導対象者: 136人
	遊休農地である旨の通知	件数: 192件	面積: 6.1ha	対象者: 136人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地の所有者へ指摘を行っており、目標としては妥当。
活動に対する評価の案	遊休農地の所有者へ指摘を行っており、活動としては妥当。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地の所有者へ指摘を行っており、目標としては妥当。
活動に対する評価	遊休農地の所有者へ指摘を行っており、活動としては妥当。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	337戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	51戸	16 経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	0法人			
課 題	農業従事者の減少や高齢化による耕作放棄地の増加が懸念される。村内の農地が小規模かつ分散されているため、農地の集積によるメリットが少ないことネックとなっている。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1経営	0法人	0団体
実 績 ②	0経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	0%	-%	-%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	営農座談会での周知。有望な人材に対し、農業委員より声かけを行う。再認定者のへの声かけ。	法人化可能な組織が無いため新規設立は難しい。集落営農・特定農業団体設立から働きかける	集落営農組織に関心のある集落に対し情報提供を行う。
活動実績	認定農業者の期間満了者の再認定を呼びかけた。	集落営農や法人化について情報提供を行ったが、設立には至らなかった。	集落営農について情報提供を行ったが、設立には至らなかった。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	実態を踏まえた目標の検討が必要	法人化できる経営体無く、集落営農などからのスタートが妥当。	集落が主体とならなければ続かないので妥当。
活動に対する評価の案	人口が少なく、新規参入が無い限り認定を受けられる農業者が少ない。	経営規模の面で中山間地は法人化が難しいが、共同作業などの組織作りが必須である。	人的、資金的な問題など多いが、共同作業などを通じて農地の有効活用を推進する必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	営農座談会での周知。有望な人材に対し、農業委員より声かけを行う。再認定者のへの声かけ。	法人化可能な組織が無いため新規設立は難しい。集落営農・特定農業団体設立から働きかける	集落営農組織に関心のある集落に対し情報提供を行う。
活動に対する評価	認定農業者の期間満了者の再認定を呼びかけた。	集落営農や法人化について情報提供を行ったが、設立には至らなかった。	集落営農や法人化について情報提供を行ったが、設立には至らなかった。

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	190ha	5.7ha	3.00%
課 題	山間部の農地が多く、圃場が分散しており、農地集積のメリットが少ない。進入路が狭い農地が多く、乗用機械が入らない土地は担い手に集積してもメリットがない。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	目標案設定の考え方:集積すべき対象農地が少なく、集積できても単位未満となる可能性が高いため。
活動実績	親から子へ1haほど所有権移転が行われた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地面積が少なく、1ha単位の集積は現実的ではないため妥当と思われる。
活動に対する評価の案	諸塚村内の農地は、山間部に点在しており、平野部のような集積はできない。兼業農家の経営移譲を行う必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農地面積が少ないため、1ha単位の集積は現実的ではないため妥当と思われる。
活動に対する評価	諸塚村内の農地は、山間部に点在しており、平野部のような集積はできない。兼業農家の経営移譲を行う必要がある。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	190ha	0ha	0
課 題	違反転用について、追認での是正を行わせた。今後も現状を維持しながら発生防止のため農業委員の農地パトロールを強化し早期発見が必要		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	目標案設定の考え方:残土の不法投棄による違反転用等の発生を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、農地パトロールを徹底する。
活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用の是正指導 違反転用者に対し、経緯の聞き取りを行い、是正に向けて指導を開始。年度内に追認にて解消。 ・違反転用の発生防止に向けた取組 7月 リーフレット等による農業者等への周知 4月～11月 農地パトロール

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	適正である。
活動に対する評価の案	適正である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	0件
活動の評価案に対する意見等	0件

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	適正である。
活動に対する評価結果	適正である。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること